



教県第1146-2号
令和2年3月26日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る海外から帰国した職員の勤務について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務については、既に「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」（令和2年3月4日付け教県第1042-2号）及び「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」（令和2年3月6日付け教県第1051-3号。以下「体調不良時対応通知」という。）により周知したところです。

海外から帰国した職員がいる事業者に対し、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が行った「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）においては、「2週間は職員の健康状態を確認」する等を行い、他の職員の感染予防に努めるよう求めています。

このことを踏まえ、各学校におかれては、海外から帰国した職員がいる場合には、下記事項に留意の上、適切な対応をとられるようお願いいたします。

記

1 海外から帰国後2週間以内は、休暇取得により、出勤を自粛すること。

なお、風邪症状で体調不良の場合には、交通遮断休暇の取得が可能であること。

2 各学校において、「体調不良時対応通知」の別添「体調不良時の健康把握票」を活用し体調把握を行うこと。

また、風邪症状で体調不良になった後に出勤する場合には、「体調不良時対応通知」に従い、事前に所属に連絡すること。

担当 小中学校人事課 人事・学事担当
電話 048-830-6939